

平成25年白浜町議会第2回臨時会 会議録(第1号)

1. 開 会 平成25年8月5日 白浜町議会第2回臨時会を白浜町役場
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 平成25年8月5日 10時01分

1. 閉 議 平成25年8月5日 11時49分

1. 閉 会 平成25年8月5日 11時49分

1. 議員定数 16名 欠員2名

1. 応招及び不応招議員の氏名

応招議員 13名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1番 | 水 上 | 久美子 | 2番 | 楠 本 | 隆 典 |
| 3番 | 丸 本 | 安 高 | 4番 | 南 | 勝 弥 |
| 5番 | 笠 原 | 恵利子 | 6番 | 正 木 | 秀 男 |
| 7番 | 岡 谷 | 裕 計 | 8番 | 廣 畑 | 敏 雄 |
| | | | 10番 | 玉 置 | 一 |
| 11番 | 湯 川 | 秀 樹 | | | |
| 13番 | 長 野 | 莊 一 | | | |
| 15番 | 辻 | 成 紀 | 16番 | 正 木 | 司 良 |

不応招議員 1名

12番 三 倉 健 嗣

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 13名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1番 | 水 上 | 久美子 | 2番 | 楠 本 | 隆 典 |
| 3番 | 丸 本 | 安 高 | 4番 | 南 | 勝 弥 |
| 5番 | 笠 原 | 恵利子 | 6番 | 正 木 | 秀 男 |
| 7番 | 岡 谷 | 裕 計 | 8番 | 廣 畑 | 敏 雄 |
| | | | 10番 | 玉 置 | 一 |
| 11番 | 湯 川 | 秀 樹 | | | |
| 13番 | 長 野 | 莊 一 | | | |
| 15番 | 辻 | 成 紀 | 16番 | 正 木 | 司 良 |

欠席議員 1 名

12番 三倉 健嗣

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局長 林 一勝 事務主事 田中 健介

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

| | | | | | |
|---------|-----|-----|-------------|-----|-----|
| 町 長 | 井 潤 | 誠 | 副 町 長 | 小 幡 | 一 彰 |
| 教 育 長 | 清 原 | 武 | 会 計 管 理 者 | 田 井 | 郁 也 |
| 富田事務所長 | | | | | |
| 兼農林水産課長 | 鈴 木 | 泰 | 日置川事務所長 | 前 田 | 信 生 |
| 総 務 課 長 | 大 谷 | 博 美 | 税 務 課 長 | 高 田 | 義 広 |
| 民 生 課 長 | 三 栖 | 健 次 | 生 活 環 境 課 長 | 坂 本 | 規 生 |
| 観 光 課 長 | 正 木 | 雅 就 | 建 設 課 長 | 笠 中 | 康 弘 |
| 上下水道課長 | 山 本 | 高 生 | 地 籍 調 査 課 長 | 堀 本 | 栄 一 |
| 農林水産課長 | 鈴 木 | 泰 | 消 防 長 | 大 谷 | 実 |
| 教育委員会 | | | | | |
| 教 育 次 長 | 青 山 | 茂 樹 | 総務課副課長 | 泉 | 芳 明 |

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第65号 専決処分の承認について
- 日程第4 議案第66号 専決処分の承認について
- 日程第5 議案第67号 平成25年度白浜町一般会計補正予算（第5号）議定について
- 日程第6 議案第68号 平成25年度白浜町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）議定について
- 追加日程第9 議案第69号 専決処分の承認について
- 追加日程第10 議案第70号 専決処分の承認について
- 追加日程第11 報告第5号 専決処分の報告について
- 追加日程第12 議案第71号 物品購入契約の締結について
- 追加日程第13 議案第72号 物品購入契約の締結について
- 日程第7 発委第8号 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会・総務観光常任委員会・建設農林常任委員会・文教厚生常任委員会・議会広報特別委員会）
- 日程第8 発委第9号 閉会中の継続審査申出書（建設農林常任委員会・議員定数等検討特別委員会）

1. 会議に付した事件

日程第1から追加日程第13

1. 会議の経過

○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成25年第2回臨時会を開会いたします。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 林君

○番外(事務局長)

諸報告を行います。

ただいまの出席議員は13名であります。12番 三倉議員から欠席の届出がございます。

本臨時会の会議予定につきましては、去る7月26日の議会運営委員会でご協議いただきました。その結果をご報告し、ご了承いただきたいと思います。

会期につきましては本日1日を予定しております。

本日の議事日程はお手元に配付しております。

地方自治法第121条の規定による説明員の出席要求をお手元に配付しております。

会議規則第128条の規定による議員派遣結果報告書をお手元に配付しております。

休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。臨時会閉会后に全員協議会を開催いたしますので、よろしくをお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしくお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 会議録署名議員指名について

議長は会議規則第126条の規定により、本臨時会の会議録署名議員を次のとおり指名した。

7番 岡谷 裕計 8番 廣畑 敏雄

(2) 日程第2 会期の決定について

○議長

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

-
- (3) 日程第3 議案第65号 専決処分の承認について
日程第4 議案第66号 専決処分の承認について
日程第5 議案第67号 平成25年度白浜町一般会計補正予算(第5号)議定について
日程第6 議案第68号 平成25年度白浜町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)議定について

○議 長

日程第3 議案第65号から日程第6 議案第68号までの4件を一括議題といたします。
町長から挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井潤君(登壇)

○番 外(町 長)

本日、平成25年白浜町議会第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

議員の皆様には、町勢発展のために日夜ご尽力をいただいておりますことに、心から感謝申し上げます。

上程いたしました議案の提案理由の説明に先立ちまして、ご挨拶を申し上げます。

去る7月21日に、第23回参議院議員通常選挙が行われ、和歌山選挙区においては世耕弘成氏が4回目の当選を果たされました。今回の参議院選挙においては、「ねじれ国会」が争点となりましたが、与党が過半数を大きく上回る議席を獲得しました。地方においても日本経済の再生を実感できるような安倍政権の経済政策「アベノミクス」に期待をしているところでもあります。

さて、白浜町湯崎地区漁業振興施設「フィッシャーマンズワープ白浜」が、湯崎地区の皆様をはじめ、関係者の皆さま方の多大なご協力とご理解により、7月20日にオープンする事ができました。議員各位をはじめ大勢の関係者の方々に、この場をお借りして、心からお礼を申し上げます。

漁業をはじめとした第一次産業の活性化を図り、新鮮魚介類の販売や飲食、釣り、ダイビング、体験漁業などの海と触れ合う基地として、また、白浜町の地域資源を積極的に活用し、今後の観光、漁業振興の拠点として、その相乗効果に大きな期待を寄せているところでございます。

この施設を新たな観光スポットとして、ここでしか買えないもの、ここでしか食べられないもの、ここでしか体験できないマリンスポーツ等を通して、オンリーワンの施設として町内外にPRし、観光客の新規開拓やリピーターの増加につなげていきたいと考えております。

今後とも、白浜町の発展のため諸事業に取り組んでまいりますので、議員各位の一層のご指導とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本臨時会においてご審議をお願い致します案件の提案理由につきましてご説明を申し上げます。

本臨時会において、ご審議をお願いいたします案件は、専決処分の承認に関する事項2件、平成25年度白浜町一般会計補正予算議定について1件、平成25年度白浜町簡易水道事業特別会計補正予算議定について1件であり、必要な議案を提出したところです。

なお、予定議案と致しましては、専決処分の承認に関する事項2件、専決処分の報告に関する事項1件、物品購入契約の締結に関する事項2件がございます。

議案第65号 専決処分の承認につきましては、白浜町職員の給与の特例に関する条例の制定について6月28日専決処分したので、これを報告し承認を求めるところでございます。

議案第66号 専決処分の承認につきましては、平成25年度白浜町一般会計補正予算(第4号)を専決処分したのでこれを報告し、承認を求めるところでございます。

補正の内容につきましては、次の議案にも計上してございます安居用水路の災害復旧工事を進めることと、6月の豪雨により被災した林道の復旧工事を進めるにあたり、早急に調査の必要が生じたもので、測量設計及び地質調査の委託料について追加する予算を専決したものでございます。

議案第67号 平成25年度白浜町一般会計補正予算(第5号)議定につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1億67万円を追加し、歳入歳出予算総額を127億7,875万円と決めました。

今回の補正の主なものにつきましては、1. 簡易水道特別会計繰出金 2. 農業用施設災害復旧事業費の補正でございます。以下、その概要をご説明申し上げます。(万円未満四捨五入)

衛生費につきましては、簡易水道特別会計繰出金149万円 安居簡易水道の取水ポンプが故障し、新たなポンプに取り替える必要が生じたため、その費用を繰出すものでございます。

災害復旧費につきましては、農業用水施設災害復旧事業9,918万円 安居用水路の災害復旧に関連する工事費でございます。

歳入につきましては、地方交付税追加1,873万円 県支出金追加6,405万円 町債追加1,790万円でございます。

議案第68号 平成25年度白浜町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)議定につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に148万7千円を追加し、歳入歳出予算総額を4,268万7千円と決めました。

今回の補正につきましては、1. 施設整備工事費の補正でございます。以下、その概要をご説明申し上げます。(万円未満四捨五入)

簡易水道費につきましては、施設整備工事費149万円 安居簡易水道の取水ポンプの故障により、ポンプを新たに設置する必要が生じたため、取替え工事を行うものでございます。

歳入につきましては、繰入金追加149万円でございます。

以上、詳細につきましては、担当課長からご説明致しますので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議 長

続いて補足説明を許可します。

番外 総務課長 大谷君（登壇）

○番 外（総務課長）

議案第65号 専決処分の承認について、議案書（P. 1～4）に基づき説明した。

議案第66号 専決処分の承認について、議案書（P. 5～8）に基づき説明した。

議案第67号 平成25年度白浜町一般会計補正予算（第5号）議定について、議案書（P. 9～10）に基づき説明した。

○議 長

番外 上下水道課長 山本君（登壇）

○番 外（上下水道課長）

議案第68号 平成25年度白浜町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）議定について、議案書（P. 11）に基づき説明した。

○議 長

補足説明が終わりました。

これより審議に入ります。

日程第3 議案第65号 専決処分の承認について質疑を行います。

16番 正木司良君

○16 番

地方公務員の給与の削減ということは、ただいま全国的にも課題になっておりまして、各自治体でも実施をされているわけです。白浜町も町の条例に基づいて削減をしたということ自体に私は異論ございません。ただ、この減額率。これは周辺の類似町村と比較してどうなのか。特に特別職です。町長の場合、1割が減額されると。副町長が8%で、教育長が7%。これは周辺の町村と比べたら、ちょっと減額率が高いのではという気持ちがあるんですけども、そうしたことも含めて、算定の基準について伺いたいと思います。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

算定につきましてですけども、国からの要請につきましては、国のラスパイ100ということを目標に、我々にも要請がきているところでございます。各市町村それぞれ、白浜町の場合は105.2ということになっておりますけれども、周辺市町によっては、ばらつきがございます。一概にこれをいくらということは市町村の状況によって違います。ただ、特別職につきましては、もともと特別職が低いところもございまして、高いところもございまして。県内にもばらつきがございますので、そういったところにつきまして、なかなか整合性をとることは難しいところでございました。一般職、管理職の級別等を精査して、管理職については6.4ということ踏まえまして、町長、副町長、教育長につきましてはそれぞれよりも上乘せの状況で、この決定になったところでございます。

○議 長

16番 正木司良君

○16 番

一般の職員の方はそういう見解で結構です。ただ、特別職、特に10%減とかそういう算定につきましては、町長ご自身はどのように受け止められているのか。これでいいですよとおっしゃっているのか、そこらについてちょっと。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

ご存知かと思えますけれども、国家公務員におきましては、26年3月までの期間、月額平均約7.8%減額しておるということで、それがひとつの一般職の職員についても、それ以上にあってはならんということもありまして、減額はかなり抑えたということがございます。国からはそういった支給措置を踏まえて、各地方公共団体におきまして、特に特別職については、特に算定基準というのはございませんでした。その中で、結果的には各市町それぞればらつきがございますけれども、概ね10%前後の減額になっておると聞いてございますので、特別白浜町だけが高いとか、突出しているということにはございませんので、その辺はご理解いただきたいと思えます。もっと高いところもございまして、10%以下のところもございまして、その辺はそれぞれの市町村で判断されたのではないかと考えてございます。

○議 長

6番 正木秀男君

○6 番

これは独立した自治体における裁量権と思うんですけども、特に皆さんご苦労ですけども、この東北の震災における目的はそういう中で9カ月間、皆さん協力してくれという部分で要請がきていると思うんですけども、先般の新聞報道によりますと、全国で6割くらいが要請を受けて減額をしていくということで、各自治体に任されているんですけども、千八百数十市町村の中で約6割が実行に移していると。あとの4割は放っておいてくれ、自分とところでやるんやと理解しているんです。

その中で今回の白浜の取組みですけども、9カ月やってどれくらいの効果が出てくるのかなど。そこら算定して3千万円くらい浮いてくるんやとか、そこらいかがですか。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

概ねですけども、一般職、特別職あわせまして4,500万円の減額ということになるろうかと思えます。

○議 長

6番 正木秀男君

○6 番

ですから、町長、何も国に従うこともないですよ。6割は協力しているけども、あとの4割は放っておいて。質素にすることは大事なんです。先ほど若干総務課長の正木司良議員への答弁によると、指数は105点なんぼというように聞き及んだけども、国が100、白浜町105と数字から見たら高いけども、やはりその町村において、仕事のボリューム、私らも含めてですけども、一律になんでもかんでもあわせていくというのは、もっと自分た

ちのまちづくりにおいて、きちんと取り組んでいることも事実なんで、そこらひとつ、上から来たら、尾っぽを振らんように、ふんどしを締めてやっていただきたいなど、このように思います。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

減額率につきましても、かなりシビアと言いますか、厳しく我々としましても考えまして、管理職あるいは一般職につきましても職員の皆さんともかなり突っ込んだ協議になりました。その中で白浜町の場合、105.2ということで、ラスパイに対しまして5.2%一律減額するのではなくて、平均しますと4.9ということになっておりますので、その辺りもかなり議論をした中での結果でございまして、この辺は今現在一般職、管理職の皆さんにも一定のご理解をいただいているという押さえでございまして、どうぞご理解をいただきたいと
思います。

○議 長

3番 丸本君

○3 番

公務員給与については、減額率について私は6月の定例会で聞いたのですが、そのときの、今正木秀男議員からもご指摘ありましたように、9カ月、来年3月までで減額が終わるのかと。終わるといふ答弁あったと思うんですけども、6月20日の全員協議会で給与削減について、その中の4ページでこう書いてあるんです。総務大臣からの書簡が出ております。中段に「日本再生に向けて国と地方が一丸となって、あらゆる努力を結集する必要があります。中、当面の対応策として平成25年度に限って緊急にお願いするものであります。」とこう書いています。これは9カ月分ということですね。しかし、次に「なお、今後の国、地方の公務員給与のあり方については、地方の参画も得て検討していきたい。」と不透明なんです。当局側は私の一般質問のときに、今年度限りと。しかし、総務大臣からの書簡ではそう書いてないんです。それで、地方交付税がカットされると聞いているんですけども、これは給与削減を専決でやられておりますけれども、削減したら交付税は元に戻るんですか。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

全員協議会でもご説明も申し上げましたけれども、あくまでも今年度25年度に限っての緊急的なお願いであるというふうに聞いてございます。この法律につきましても、あくまでも今年のみを要請でございまして、今現在わかっているところはそういうところで、次年度以降についての要請はきてございません。

あと交付税につきましても、今年度の普通交付税の算定にあたって、今回の措置を反映するというのみでございまして、次年度については、なんら現時点で国から指示等はきておりません。

○議 長

3番 丸本君

○3 番

次年度はきておりませんと私は聞いているのではないですよ。これ、当局からいただいた総務大臣からきた書簡ですよ。今後の国、地方の公務員給与のあり方については、検討していく。不透明、今年度だけではないんです。今年度に限ってと書いていますけども、なお、来年度、再来年については検討していくと、決まっていない。それで、この中にも書いておりますけども、日本の再生とか書いてありますけれども、公務員の給料をカットしたら日本の再生ができるんですか。

○議 長
番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

日本の再生という大きな枠組みのお話でございますけども、我々地方公務員、白浜町としましては最大限の努力をするという形で今回の要請を受けたところでございます。

○議 長
質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長
質疑を終結します。討論を行います。
8番 廣畑君（登壇）

○8 番
議案第65号 専決処分の承認についてであります。今回の削減の根本にあるものは、国が地方公務員給与の7.8%削減を押し付けるために、地方交付税から給与分を削減するということです。地方交付税は地方固有の財源であり、地方自治の本旨にのっとり、国が責任をもって確保すべきものであります。そのもとで地方公務員の給与は自治体が条例で自主的に決定すべきものです。今回の専決において、低賃金や非正規雇用、これを助長しかねず、町や周辺地域経済に及ぼす影響ははかりしれないと思います。

また、こうした給与等に関する事項については議案として上程すべきであると考えます。
従って、私は議案第65号 専決処分の承認については反対いたします。

○議 長
賛成討論ございますか。
(なしの声あり)

○議 長
討論を終結致します。採決致します。
異議がありますので起立によって採決致します。
議案第65号について原案に賛成の方は起立願います。
(起立多数)

○議 長
起立多数であります。
従って、議案第65号は原案のとおり承認されました。
日程第4 議案第66号 専決処分の承認について質疑を行います。
(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第66号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第66号は原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第67号 平成25年度白浜町一般会計補正予算(第5号)議定について
質疑を行います。

2番 楠本君

○2 番

6ページ、安居の用水路については、全議員が現地調査をしたこともございます。災害で崩壊があつてということもございますけれども、現時点ではポンプアップにおいて用水を確保されていると思っておりますけれども、この災害復旧工事において、私も道を通ただけですけれども、かなりの崩落と感じました。これが実際ボーリングも含めて、来年の夏までの田植えまでには間に合わせてくれよという地域の要望もあると聞いておるんですけども、この点について、実際側聞しますと、先に工事を請けた方が仕事をやめられたということも聞いておりますし、そういうようなことからして、実態としてこの事業がスムーズにいくのかどうか。この点についてのお考えをお聞きしたいなと思っております。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外(農林水産課長)

本事業につきましては、災害査定を受けて工事をしていたところでございますが、工事の途中で山腹が大雨で崩壊したところで工事を打ち切ったところでございます。そういう事情で工事を打ち切ったところでございます。おっしゃられたとおり、ポンプアップでやっておりますが、今後の仕事の工程としましては、河川法の許可に基づきまして、許可条件として出水期である6月1日から10月31日までは河川内の工事をさせてもらうことはできません。これは河川許可条件です。あと、今議会で承認いただければ11月に着工予定。擁壁をやるには先にのり面を固めなければ安全が確保できないので、先にのり面の工事を先に先行します。のり面の工事を先行して安全確保をした時点で下の擁壁、水路等にかかるんですけども、のり面の工事が26年5月頃までかかると予定しております。それで、26年6月から10月までは河川の許可で工事はできませんので、再度擁壁の工事にかかるのは26年10月くらいからとなる予定で、工事完成は予定として平成27年3月という工程でまいりますので、26年度の稲作はポンプにより供給したいと考えてございます。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

だいたいそういうきちんとした説明はしていただかないと我々はわからん。それで、河川法というのは結局アユの問題も含めて、漁業関係者のことも含めて、その期間は漁業関係者の権利を守るということで、その期間の工事ができないだろうと思うんですけども、また繰越明許になると解釈しておいたらよろしいですか。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

アユの遡上の関係もございしますが、県からの河川許可は、雨期の出水期における河川内工事は二次災害等を招く恐れがあるので、その間は工事は避けなさいという指示です。それが6月1日から10月31日で、漁業とかそういうのは河川の許可条件とは関係ございません。

あと、先ほども工程等を説明しましたが、そういう条件がある以上、25年から26年に繰越をお願いしたいと考えてございます。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

そしたら、繰越になるということは、工事の請負の問題については、どのような会計処理をされるのか。27年3月までかかるんでしょう。どういう契約方法になるんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

これは通常工事の明許繰越でお願いしたいと考えております。いったんは年度内工事26年3月末までの年度内会計処理の契約をしなければなりません。国への繰越手続きを経て26年度から27年度へ繰越承認をいただいて工期変更をすると。で、26年度の出来高分については3月末をもって出来高分は支払うと。あと残りは27年度分で支払うという会計処理です。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

会計処理上はそれでわかってんけれども、そしたら工事の請負の部分については、その都度その都度やるということか。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

同一業者の契約のまま5月末から10月末までは工事を一時中止しまして、同一業者のまま継続していきます。業者がその都度再入札とかはなしに、同一業者のまま、27年度へ繰越して工事をしてまいります。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第67号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第68号 平成25年度白浜町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
議定について質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第68号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第68号は原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩 10時50分 再開 11時04分)

○議 長

再開します。

事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 林君

○番 外(事務局長)

諸報告を行います。

休憩中に議会運営委員会でご協議いただきましたことをご報告し、ご了承をお願いいたします。

当局より4件の追加議案と報告案件1件の申し出がございました。申出のあった5件については、日程に追加し議題とすることになりましたので、ご了承のほどお願いいたします。

○議 長

資料を配付して下さい。

(資料配付)

○議 長

お諮りします。

ただいま当局より提出のあった議案第69号から議案第72号及び報告第5号の5件について、追加日程第9から追加日程第13として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第69号から議案第72号及び報告第5号については日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

-
- | | | |
|------------|--------|---------------|
| (4) 追加日程第9 | 議案第69号 | 専決処分の承認について |
| 追加日程第10 | 議案第70号 | 専決処分の承認について |
| 追加日程第11 | 報告第5号 | 専決処分の報告について |
| 追加日程第12 | 議案第71号 | 物品購入契約の締結について |
| 追加日程第13 | 議案第72号 | 物品購入契約の締結について |

○議 長

追加日程第9 議案第69号から追加日程第13 議案第72号の5件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井潤君(登壇)

○番 外(町 長)

本日、新たにご審議をお願いいたします案件の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

議案第69号 専決処分の承認につきましては、西牟婁郡公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加とこれに伴う規約の変更に関する協議についてでございます。

議案第70号 専決処分の承認につきましては、和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加とこれに伴う規約の変更に関する協議についてでございます。

報告第5号 専決処分の報告については、物損事故に対する損害の賠償について報告するものでございます。

議案第71号 物品購入契約の締結については、消防ポンプ自動車更新事業に係る物品購入契約を締結したいので、提案をするものでございます。

議案第72号 物品購入契約の締結については、消防車両更新事業(白浜第9分団)に係る物品購入契約を締結したいので、提案するものでございます。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長

続いて補足説明を許可いたします。

番外 総務課長 大谷君（登壇）

○番 外（総務課長）

議案第69号 専決処分の承認について、議案書（P. 12～16）に基づき説明した。

議案第70号 専決処分の承認について、議案書（P. 17～21）に基づき説明した。

○議 長

番外 民生課長 三栖君（登壇）

○番 外（民生課長）

報告第5号 専決処分の報告について、議案書（P. 22～25）に基づき説明した。

○議 長

番外 消防長 大谷君（登壇）

○番 外（消防長）

議案第71号 物品購入契約の締結について、議案書（P. 26～28）に基づき説明した。

議案第72号 物品購入契約の締結について、議案書（P. 29～31）に基づき説明した。

○議 長

補足説明が終わりました。

これより審議に入ります。

追加日程第9 議案第69号 専決処分の承認について質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第69号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第69号は原案のとおり承認されました。

追加日程第10 議案第70号 専決処分の承認について質疑を行います。

6番 正木秀男君

○6 番

これも先般地方紙によって若干広報されていたと思うんですけども、いったん解散して、また設立するというたてりだと思うんですけども、今度新たに8月から組織されて、白浜町の負担というのは従来の部分でいくのか、もっとふえるのか。そこらのところどうですか。

○議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番外（生活環境課長）

今年度25年度の予算につきましては、現在紀南整備公社の部分でもっている予算でまかなえる範囲でございます。それで、暫定予算の8月9月分につきましては、先日6月11日の全員協議会でご説明したとおり、流用させていただきたいと思っております。それから、本予算につきましては、9月議会で補正予算を組んで減額でお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長

6番 正木秀男君

○6番

大変申し訳ないんやけども、これから負担としては、今課長は減額と言ったけれども、減っていくのか、ふえていくのか、そこらの目途はどうなんですか。見通し。

○議長

番外 生活環境課長 坂本君

○番外（生活環境課長）

ちょっと見通しというのがまだはっきりわからないところなんですけども、今回減ってくるというのは先ほどもありました職員の給与なんか減額になった部分で今年度分については減ってくるかなと思っております。ただ、今後26年度から本格的に事業が入ってくるので、金額については今後の協議でどうなっていくか読めないところがありますので、よろしく申し上げます。

○議長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第70号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

異議なしと認めます。

従って、議案第70号は原案のとおり承認されました。

追加日程第11 報告第5号 専決処分の報告について質疑を行います。

本案に対する質疑を行います。

10番 玉置君

○10番

こういう事故は再三起きているんですが、今回の事故についてここに内容が載っているんですが、前方不注意による運転操作を誤るとなっておりますけど、どういう状況なのか。抑止できるような、気を付けてさえおれば、防げたものであるのかどうかということをお聞

きしたいので、どういう状況かわかったら説明していただきたいです。

○議 長
番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

これにつきましては、25ページの地図で、袋方面から富田向いてほぼまっすぐな道を来ているんですが、本人にもこの事故当時確認したところ、うっかりしていたくらいで、何かがあったということが聞けなかったんですけども、多分注意をきちんとしていたら事故が起るような場所ではないので。まっすぐ行ってしまったような形で。視線誘導灯のプラスチックの棒みたいなのに突っ切って縁石に当たって田んぼのほうへ。

○議 長
3番 丸本君

○3 番

議会ごとに事故が出てくるんですけども、同一職員が2回3回ということはないんですか。

○議 長
番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

民生の関係については、同一職員ということではございません。臨時職員のひきこもり対策の女性でございます。

○議 長
質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長
質疑を終結します。
報告第5号は以上で終わります。
追加日程第12 議案第71号 物品購入契約の締結について質疑を行います。
6番 正木秀男君

○6 番

これは次の72号にも関連していくんですけども、日置の消防署の納入ということで、3,165万7,500円ですか。この仕様書が72号と若干違うような感じやし、これは統一すべきやと思うし。仕様書の中にどういう部分かと。私らは素人やから、図面と文言を見らんとわからんのです。その中で、3,000万。次の第9分団、次に絡んでくるんですけども、1,200万円くらいでしょう。約2.5倍分くらいの金額なんやから、そこらの違いどうなんですか。仕様書が全然ちがうんですか。

○議 長
番外 消防長 大谷君

○番 外（消防長）

消防ポンプ自動車の購入価格の差ということでございますので、お答えします。日置川消防署のポンプ自動車と消防団9分団の車なんですけども、車両の購入の価格差については、大きさが違うんです、3トンシャーシと2トンシャーシということで、ここで約300万円の差がでます。それから、標準ぎ装といまして、ポンプ車両には必ず消防ポンプを積んで

いるんです。そのポンプの性能も多少違いまして、ここで約200万の差がでます。合計約500万円ですね。あと、特殊なぎ装というのがございます。いろいろ消防活動するのに向こうで作ってもらうんです。その時のぎ装等積載している資機材の違いです。消防署の車は救助対応といいまして、呼吸器、それに対応するボンベというものを積んでおります。そういうことで、どうしても高価な車になってしまうんです。そういうことでご理解願います。

○議 長

6番 正木秀男君

○6 番

だいたいわかったんですけども、次にまたがって議長に指摘されると思うんですけども、最初の日置川消防署の分については、定員5名。第9分団については7名というスペースがあって、誰からみても大きいなど、金額がはってくるなど。それと資機材が違うのはだいたいわかりました。

それと、今後の見通しについてどうなんですか。

○議 長

番外 消防長 大谷君

○番 外（消防長）

乗車定員の違いなんですけども、消防団はどうしてもたくさんの方が乗っていく車になっているんです。それと日置川消防署につきましては、最高で6名が泊まっています、今のところ、5名の組、3つの班があるんですけども、5名の組が2つあります。ですから、火災であると出ていくときには、まずタンクといいまして水を積んだ車に3名が乗っていきます。そして、今回購入する車につきましては、2名もしくは3名しか乗りませんので、乗車定員がどうしても少なくなると。

○議 長

物品購入契約の締結についての質疑でございますので、よろしく願います。

3番 丸本君

○3 番

指名競争入札ということで、6社が入札。長野ポンプ株式会社大阪営業所というのは、本社はどこかということ。

入札に参加された長野ポンプさんを入れて6社ということは、どこの業者、どういう業者が入札に参加されたか。

それと、この落札率はどうであったのか。

また、長野ポンプが白浜消防署に今まで購入したことがあるのか。

○議 長

番外 消防長 大谷君

○番 外（消防長）

まず、長野ポンプの導入した実績はございません。初めてでございます。

あと、入札に参加した会社6社で有限会社ワカボー、株式会社山口商会、小川ポンプ工業株式会社、長野ポンプ株式会社、株式会社モリタ大阪支店、日本機械工業株式会社大阪営業所、この6社でございます。

あと、長野ポンプの本社は石川県金沢市でございます。そして、入札に参加したのは、大

阪支店が参加してございます。

落札率については、資料がございませんので、申し訳ございません。

○議 長

3番 丸本君

○3 番

6社の名前をいただきましたけども、長野ポンプさんが白浜町の消防については購入実績がないと。それで、ここに指名されているけれども、どういうことで指名されたのか。実績がないところでどういう理由で。

○議 長

番外 消防長 大谷君

○番 外（消防長）

車の特殊性と申しますか、先ほども申し上げたんですが、地域にあった資機材というのを積んでおります。その中で自動式の吸管的の巻き取り装置というのが長野ポンプには付いております。要するに先ほど言ったように吸管を2人から3人で作業いたしますので、隊員の作業の省力化ということで吸管を自動的に巻き取る方式を採用しております。そこでこちらを指名したと。そして入札に参加していただいたのが経過でございます。

○議 長

6番 正木秀男君

○6 番

消防長から各メーカーさんの列記ありましたが、これにして、次の部分で日野さんが落札しているんですが、この71号についてはメーカーさんがほかにあったのか。それか、スライドして71、72の議案、2台あるでしょう。次の議案で落札した上富田の日野さんがここに入っていないように聞こえたけども、そこらの整合性というのか、仕様書で分けたのか。いや特殊やから別にというのか、そこらどうですか。

○議 長

番外 消防長 大谷君

○番 外（消防長）

日置川のポンプ車につきましては、ポンプメーカー、機械をぎ装するメーカーで入札を行いました。そして、次の9分団の車ですけども、これは車のメーカーで入札を行っております。

○議 長

6番 正木秀男君

○6 番

失礼やけども、しつこく聞こえるやろうけども、やはり仕様という部分が私は大事だと思うんです。機材。議案71号で、3、100万ほどの資機材を入れて高度な消防活動をせんなんという中で、おそらくほかのメーカーさんも一生懸命やると言うんですよ。で、今言うたように、おそらく白浜町からこういう資機材、こういう部分で考えているんや。皆さんエントリーしてくださいというのが一般の入札のプロセスかなと思っているんですけども、6社にしました。今のところ落札率わからんけども、極論から言ったら、ほかのトヨタやニッサン、日野とスーパーメジャーあります。そこらがここに入ってきていないのかなと。分け

たのかなという部分で私は最初に質問したんです。だから、そうじゃないんやというのだったら、それで理屈はあるんやろうけども、そこらどうですか。

○議 長

番外 消防長 大谷君

○番 外（消防長）

ポンプ自動車の購入業者を選ぶには、車のメーカーで選ぶときと、先ほど言いましたようにぎ装業者で選ぶときがございます。それを混ぜてするときもあるんですけども、今回はたまたま2つに分かれてしまったというのが現状でございます。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

常々消防自動車の部分で思うんですけども、もちろん購入にあたってはメンテナンス期間とか保証期間というのがあるんだろうと思いますけれども、高額な車両になりますが、その点のメンテナンスの部分については、一応の期間があるんだろうと思いますし、これは入札の金額であって、保守契約とは別のものだと思うんですけども、その点の保証契約と今後のメンテについてはどのようになっているのでしょうか。

○議 長

番外 消防長 大谷君

○番 外（消防長）

車両については、一般の車と同じです。あと、ぎ装部分につきましては、1年間の保証があるということです。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

そしたら、1年後については、もちろん特殊な部分がついているから、購入した長野ポンプさんとの契約になるということによろしいですか。

○議 長

番外 消防長 大谷君

○番 外（消防長）

ポンプにつきましては、各メーカーが独自に作っておりますので、そういうことになります。

○議 長

16番 正木司良君

○16 番

この種の案件はこれまでも再三あるわけですけども、この消防ポンプ車の耐用年数。

そして、今現在老朽化しているポンプ車があるのかどうか。全体の白浜町の消防、各分団も含めまして、今ポンプ車を何台保有されているのかそのあたりについて。

○議 長

番外 消防長 大谷君

○番 外（消防長）

今手元に資料がございませんので、後日またお答えいたします。

○議 長

契約の締結についてお願いします。

3番 丸本君

○3 番

最後に1点確認です。先ほど6社が入札に参加されたということですが、この中には株式会社もあれば有限会社もあったように思うんですけども、有限会社というのはまた部式と違って規模が小さい会社もあると思うんです。

この長野ポンプさんが落札したということなんですけども、入札された業者さんは長野ポンプさんを入れて自前でポンプを作っている会社なんですか。その辺がどうなんですかということと、この長野ポンプさんという会社は白浜町には購入実績がないということなんですけども、この会社はどれだけの規模なんですか。従業員とか。さっき6社聞いた中では私はポンプ会社として知っているのは、モリタポンプさんというのは聞いたことございますけれども、長野ポンプさんはどれだけの規模の会社なんですか。

○議 長

番外 消防長 大谷君

○番 外（消防長）

今資料がございませんので、長野ポンプの規模についてはお答えできないのですが、あと6社のうち、自前でポンプを作っているのは小川ポンプ、長野ポンプ、株式会社モリタ、日本機械工業とこの4社。あとの2社の山口商会とワカボーについては自社でのポンプ製造はございません。

○議 長

1番 水上君

○1 番

納期なんですけど、最短でいつごろ納入されるんですか。

○議 長

番外 消防長 大谷君

○番 外（消防長）

先ほども申し上げましたが、最短というのはわかりませんが、来年平成26年3月20日までには必ず納車されます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第71号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第71号は原案のとおり可決されました。

追加日程第13 議案第72号 物品購入契約の締結について質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第72号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第72号は原案のとおり可決されました。

(5) 日程第7 発委第8号 閉会中の継続調査申出書 (議会運営委員会・総務観光常任委員会・建設農林常任委員会・文教厚生常任委員会・議会広報特別委員会)

日程第8 発委第9号 閉会中の継続審査申出書 (建設農林常任委員会・議員定数等検討特別委員会)

○議 長

日程第7 発委第8号 閉会中の継続調査申出書、日程第8 発委第9号 閉会中の継続審査申出書の2件を議題とします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査または審査を継続することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、各委員長から申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査または審査を継続することに決定しました。

これをもって第2回臨時会に付された案件はすべて終了いたしました。

閉会にあたり、町長から挨拶の申し出があります。

これを許可します。

番外 町長 井潤君 (登壇)

○番外 (町長)

閉会にあたりまして、お礼のご挨拶申し上げます。

平成25年第2回臨時会をお願い致しましたところ、議員各位には、鋭意ご審議をいただき、誠にありがとうございました。

議員各位から賜りましたご意見ご提言を真摯に受け止め、行政運営に努めて参る所存でございますので、今後ともご指導、ご鞭撻をいただき、町政の伸展に職員と共に全力を尽くして参りますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、今年の夏は例年になく猛暑が続いております。議員各位におかれましては、健康にくれぐれもご留意いただき、ご自愛くださいますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議 長

挨拶が終わりました。

お諮りします。

これをもちまして白浜町議会平成25年第2回臨時会を閉会したいと思います。

閉会することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、白浜町議会平成25年第2回臨時会はこれをもって閉会いたします。

議長 南 勝 弥は、11時49分閉会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成25年8月5日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員